

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

また、同条第 2 項は、この請求は「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされています。

本件請求において請求人は、歯科医院が平成 18 年から平成 19 年にかけて診療報酬を不当に請求し受領しているが、横浜市は不当利得返還請求権を行使することを怠っていると主張し、また、財産の管理を怠る事実に関する監査請求のため、請求期間の制限を受けないと主張しています。

しかしながら、「監査請求が、財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として法第 242 条第 2 項の規定を適用すべきものと解することが相当である。」（昭和 62 年 2 月 20 日最高裁第二小法廷判決）とされており、本件の不当利得返還請求はその発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過しているため、不適法な請求であり、監査の対象となりません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。